

## ○佐久市CCRC検討会設置要領

(設置)

**第1条** 佐久市の実情に即したCCRC事業の実現に必要な事項を検討するため、佐久市CCRC検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討事項)

**第2条** 検討会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 佐久市におけるCCRCのコンセプトや基本的な方向性に関すること。
- (2) 佐久市におけるCCRCの推進に関すること。

(組織)

**第3条** 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) CCRCに関して専門的な知識を有する者
- (2) 検討会議の運営上必要と認められる者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、平成27年7月21日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

**第5条** 検討会に、座長を置き、互選により選出する。

- 2 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

(会議)

**第6条** 検討会は、座長がその議長となる。

- 2 座長が欠席となるときは、座長の指名により議長を決定する。
- 3 検討会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 検討会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、検討会に諮り定める。

## 附 則

この要領は、平成27年7月21日から施行する。